

第 6 9 号 議 案

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 6 月 1 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

足立区個人情報保護条例（平成 5 年足立区条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、「という。）」の次に「又は指定管理業務を行う指定管理者」を、「委託した個人情報取扱業務」の次に「又は指定管理業務」を加え、「委託業務の実施状況の」を「委託業務若しくは指定管理業務の実施状況の」に、「受託者の」を「受託者若しくは指定管理業務を行う指定管理者の」に、「委託業務を」を「委託業務若しくは指定管理業務を」に、「委託業務の実施状況及び」を「委託業務若しくは指定管理業務の実施状況及び」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に区の公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）を行わせようとするときは、個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。

第 1 7 条第 1 項中「受託者」の次に「又は指定管理業務を行う指定管理者」を加え、同条第 2 項中「前項の受託業務」を「実施機関が委託した個人情報取扱業務又は指定管理業務」に改め、「個人情報を」の次に「みだりに」を加える。

第 4 3 条中「又は第 1 7 条第 1 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者」を「、実施機関が委託した個人情報取扱業務又は指

定管理業務に従事している者又は従事していた者」に、「個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報の電磁的記録」を「保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」に改める。

第４４条の次に次の１条を加える。

第４４条の２ 第４３条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したときは、１年以下の懲役又は３万円以下の罰金に処する。

第４６条中「第２項」を「第３項」に改める。

第４７条中「第１７条第１項に規定する受託業務を行う法人」を「個人情報取扱業務を受託した又は指定管理業務を行う指定管理者として指定を受けた法人」に、「その他」を「その他の」に改める。

付 則

この条例は、平成２６年１０月１日から施行する。

（提案理由）

個人情報の漏洩を禁止する行為等を拡大するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。